

平成 2 7 年 9 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号
-------

27-45
-------

## も く じ

・ 議案第 5 5 号	大東市事務分掌条例	-----	2
・ 議案第 5 6 号	大東市個人情報保護条例	-----	4
・ 議案第 5 7 号	大東市市税条例	-----	1 4
・ 議案第 5 8 号	大東市手数料条例	-----	3 6

大東市事務分掌条例 新旧対照表

新
(内部組織)
第1条 (略)
(1) (略)
<u>(2) 地方創生局</u>
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
(事務分掌)
第2条 (略)
<u>2 地方創生局の事務分掌は、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、調整等に 関することとする。</u>
<u>3</u> (略)
<u>4</u> (略)
<u>5</u> (略)
<u>6</u> (略)
<u>7</u> (略)
<u>8</u> (略)
第3条 (略)

主要改正点

- ・市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織に地方創生局を加えたこと。

旧
(内部組織)
第1条 (略)
(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(事務分掌)
第2条 (略)
<u>2</u> (略)
<u>3</u> (略)
<u>4</u> (略)
<u>5</u> (略)
<u>6</u> (略)
<u>7</u> (略)
第3条 (略)

大東市個人情報保護条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報 <u>(当該役員の特</u><u>定個人情報を除く。)</u></p> <p>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報 <u>(当該個人の特</u><u>定個人情報を除く。)</u></p> <p>(2) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(3) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項および第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3条 ~ 第6条 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報 <u>(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u> を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p><u>(特定個人情報の収集の制限)</u></p> <p><u>第7条の2 実施機関は、特定個人情報を収集するときは、番号法第20条に定めるところ</u></p>

主要改正点

- ・特定個人情報の取扱いに関し必要な事項について規定したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</p> <p>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3条 ~ 第6条 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 ~ 5 (略)</p>

## 新

ろによるものとする。

(利用および提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集した目的(以下「利用目的」という。)以外に利用し、または実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、番号法その他の法令に定めのある場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機を用いて、特定個人情報を提供してはならない。

## 旧

(利用および提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、または実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

## 新

第9条 ～ 第10条 (略)

(開示請求)

第11条 (略)

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人 (特定個人情報にあっては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人) は、本人に代わって開示請求をすることができる。

第12条 ～ 第14条 (略)

(開示請求の方法)

第15条 (略)

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人またはその法定代理人 (特定個人情報にあっては、その法定代理人または委任による代理人) であることを証明するために必要な書類を提出し、または提示しなければならない。

3 (略)

第16条 ～ 第20条 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第20条の2 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者 (当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外の者に限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止の請求)

第21条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報 (特定個人情報を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去または提供の停止 (以

## 旧

第9条 ～ 第10条 (略)

(開示請求)

第11条 (略)

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

第12条 ～ 第14条 (略)

(開示請求の方法)

第15条 (略)

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人またはその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、または提示しなければならない。

3 (略)

第16条 ～ 第20条 (略)

(利用停止の請求)

第21条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、次の各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去または提供の停止 (以下「利用停止」という。) に関して法令または他の条

## 新

下「利用停止」という。) に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

2 ～ 3 (略)

(特定個人情報の利用停止の請求)

第21条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例もしくはこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているときまたは番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止または消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、特定個人情報の利用停止の請求について準用する。

第21条の3 (略)

第22条 (略)

(救済手續)

第23条 第16条第1項、第20条第1項または第21条の3の決定に不服のある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより不服申立てをすることができる。

2 ～ 5 (略)

## 旧

例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

2 ～ 3 (略)

第21条の2 (略)

第22条 (略)

(救済手續)

第23条 第16条第1項、第20条第1項または第21条の2の決定に不服のある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより不服申立てをすることができる。

2 ～ 5 (略)

## 新

第24条 ～ 第33条の2 (略)

(他の制度との調整)

第34条 (略)

2 この条例は、他の法令等（大東市情報公開条例を除く。）の規定により、個人情報の開示（特定個人情報の開示を除く。以下この項において同じ。）または訂正等の手続が定められている場合において、当該個人情報の開示または訂正等が求められたときについては、適用しない。

第35条 ～ 第39条 (略)

## 旧

第24条 ～ 第33条の2 (略)

(他の制度との調整)

第34条 (略)

2 この条例は、他の法令等（大東市情報公開条例を除く。）の規定により、個人情報の開示または訂正等の手続が定められている場合において、当該個人情報の開示または訂正等が求められたときについては、適用しない。

第35条 ～ 第39条 (略)

大東市市税条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第22条 (略)</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(<u>法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。</u>)をもって、その事務所または事業所とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第24条 ～ 第32条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額は、法またはこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3 ～ 6 (略)</p> <p>第34条 ～ 第36条 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p>

主要改正点

- ・旧3級品の製造たばこに係る税率を変更したこと。
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、必要となる事項について規定したこと。

旧
<p>第1条 ～ 第22条 (略)</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(<u>法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。</u>)をもって、その事務所または事業所とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第24条 ～ 第32条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額は、法またはこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>3 ～ 6 (略)</p> <p>第34条 ～ 第36条 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p>

## 新

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号または第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 ～ 第36条の3の2 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 （略）

2 ～ 3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 （略）

第36条の4 ～ 第50条 （略）

（市民税の減免）

第51条 （略）

2 （略）

(1) 納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）または法人番号

(2) （略）

(3) （略）

## 旧

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号または第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 ～ 第36条の3の2 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 （略）

2 ～ 3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 （略）

第36条の4 ～ 第50条 （略）

（市民税の減免）

第51条 （略）

2 （略）

(1) （略）

(2) （略）

## 新

3 (略)

第52条 ～ 第55条 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2または第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)もしくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第57条 ～ 第63条 (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 (略)

## 旧

3 (略)

第52条 ～ 第55条 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2または第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)もしくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第57条 ～ 第63条 (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 (略)

## 新

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項および第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 (略)

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) ～ (5) (略)

2 (略)

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) ～ (6) (略)

3 ～ 4 (略)

第64条 ～ 第70条 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) ～ (4) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

## 旧

(1) 代表者の住所および氏名

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項および第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 (略)

(1) 代表者の住所および氏名

(2) ～ (5) (略)

2 (略)

(1) 代表者の住所および氏名

(2) ～ (6) (略)

3 ～ 4 (略)

第64条 ～ 第70条 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号の1に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) ～ (4) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

## 新

(2) ～ (5) (略)

3 (略)

第72条 ～ 第73条の2 (略)

(住宅用地の申告)

第74条 (略)

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）ならびに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号までまたは第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号もしくは第2号または第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係

(2) ～ (6) (略)

2 (略)

第75条 ～ 第88条 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 (略)

(1) ～ (3) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

## 旧

(2) ～ (5) (略)

3 (略)

第72条 ～ 第73条の2 (略)

(住宅用地の申告)

第74条 (略)

(1) 住宅用地の所有者の住所および氏名または名称

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 (略)

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称ならびに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号までまたは第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号もしくは第2号または第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係

(2) ～ (6) (略)

2 (略)

第75条 ～ 第88条 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 (略)

(1) ～ (3) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所または氏名もしくは名称

## 新

する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）

(3) ～ (8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 (略)

2 (略)

(1) 減免を受ける者の氏名、住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所）ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) ～ (6) (略)

3 ～ 4 (略)

第91条 ～ 第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地またはその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者または取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) ～ (3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

## 旧

(3) ～ (8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 (略)

2 (略)

(1) 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) ～ (6) (略)

3 ～ 4 (略)

第91条 ～ 第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号の1に該当する土地またはその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者または取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) ～ (3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

## 新

(2) ～ (3) (略)

3 (略)

第140条 ～ 第140条の13 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第140条の14 (略)

(1) 住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）

(2) ～ (3) (略)

第140条の15 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第3条の2 (略)

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント

## 旧

(2) ～ (3) (略)

3 (略)

第140条 ～ 第140条の13 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第140条の14 (略)

(1) 住所および氏名または名称

(2) ～ (3) (略)

第140条の15 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第3条の2 (略)

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセン

## 新

以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条および前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

第4条の2 ～ 第10条の2 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (4) (略)

3 (略)

(1) 所有者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (3) (略)

## 旧

ト以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条および前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

第4条の2 ～ 第10条の2 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2) ～ (3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2) ～ (4) (略)

3 (略)

(1) 所有者の住所および氏名

(2) ～ (3) (略)

## 新

- 4 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) ～ (3) (略)
- 5 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) ～ (3) (略)
- 6 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) ～ (3) (略)
- 7 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) ～ (6) (略)
- 8 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) ～ (7) (略)
- 9 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) ～ (6) (略)
- 10 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または

## 旧

- 4 (略)
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) ～ (3) (略)
- 5 (略)
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) ～ (3) (略)
- 6 (略)
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) ～ (3) (略)
- 7 (略)
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) ～ (6) (略)
- 8 (略)
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) ～ (7) (略)
- 9 (略)
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) ～ (6) (略)
- 10 (略)
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称

## 新

は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (6) (略)

第11条 ～ 第13条の3 (略)

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第13条の4 (略)

2 (略)

(1) 所有者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (4) (略)

3 (略)

(1) 所有者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (4) (略)

4 (略)

(1) 所有者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (4) (略)

第14条 ～ 第16条 (略)

第16条の2 削除

## 旧

(2) ～ (6) (略)

第11条 ～ 第13条の3 (略)

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第13条の4 (略)

2 (略)

(1) 所有者の住所および氏名

(2) ～ (4) (略)

3 (略)

(1) 所有者の住所および氏名

(2) ～ (4) (略)

4 (略)

(1) 所有者の住所および氏名

(2) ～ (4) (略)

第14条 ～ 第16条 (略)

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時に  
ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定に  
かかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用に  
ついては、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同  
条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項

## 新

第16条の3 ～ 第29条 (略)

## 旧

中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式または第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式または第48号の6様式」とする。

第16条の3 ～ 第29条 (略)

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
(平成27年10月5日施行分)		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区	分	手数料の額
1 ~ 3 (略)	(略)	(略)
<u>4</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づくもの</u>	<u>通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。)</u>
		<u>1枚につき 500円</u>
<u>5</u> (略)	(略)	(略)
<u>6</u> (略)	(略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)	(略)

主要改正点

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードおよび個人番号カードの再交付に関する事項を追加したこと。
- ・住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付に関する事項を削除したこと。

旧		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区	分	手数料の額
1 ~ 3 (略)	(略)	(略)
<u>4</u> (略)	(略)	(略)
<u>5</u> (略)	(略)	(略)
<u>6</u> (略)	(略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)	(略)

## 新

<u>10</u> (略)	(略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)	(略)
<u>15</u> (略)	(略)	(略)
<u>16</u> (略)	(略)	(略)
<u>17</u> (略)	(略)	(略)
<u>18</u> (略)	(略)	(略)
<u>19</u> (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

(平成28年1月1日施行分)

本則 (略)

別表 (第2条関係)

区	分	手数料の額
⋮	⋮	⋮

## 旧

<u>9</u> (略)	(略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)	(略)
<u>15</u> (略)	(略)	(略)
<u>16</u> (略)	(略)	(略)
<u>17</u> (略)	(略)	(略)
<u>18</u> (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

本則 (略)

別表 (第2条関係)

区	分	手数料の額
⋮	⋮	⋮

新

(略)		
2 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		
4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づくもの	<u>通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）</u>	<u>1枚につき 500円</u>
	<u>個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）</u>	<u>1枚につき 800円</u>
(略)		
備考 (略)		

旧

(略)		
2 (略)	(略)	(略)
	<u>住民基本台帳法第30条の4第1項の規定による住民基本台帳カードの交付</u>	<u>1枚につき 500円</u>
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		
4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づくもの	<u>通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）</u>	<u>1枚につき 500円</u>
(略)		
備考 (略)		